

筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定)

令和 6 年度

福岡県飯塚市

【 飯塚都市計画下水道の変更（飯塚市決定） 】

都市計画飯塚公共下水道「2. 排水区域」を次のように追加する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 2,338ha（うち処理区域 約 2,271ha）

理由

別紙のとおり

【理由書】

本市の公共下水道事業は、昭和43年度の事業着手以降、幾度かの計画見直し、事業計画変更を経て今日に至る。現在、全体計画区域は汚水2,747ha、雨水2,672haとし、そのうち事業計画区域は汚水1,608ha、雨水1,855haとして鋭意事業の進捗に努めている。

今回の変更計画は、弁分の一部（飯塚市立病院）において3.8ha拡大することにより、公共用水域の水質保全、自然環境保全を図るものです。

【新旧対照表】

筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定）

都市計画飯塚公共下水道「4. その他の施設」に水江雨水ポンプ場を次のように追加する。

都市計画飯塚公共下水道「2. 排水区域」を次のように追加する。

1. 下水道の名称

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道 （変更なし）

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）約 2,338ha [うち処理区域 約 2,271ha]

3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起点	終点	
柳橋二瀬污水幹線	飯塚市柳橋	飯塚市幸袋	変更なし
放流渠	飯塚市柳橋	飯塚市柳橋	変更なし

4. その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
片島ポンプ場	飯塚市片島二丁目	約 3,500 m ²	変更なし
鶴三緒ポンプ場	飯塚市鶴三緒	約 3,200 m ²	変更なし
殿浦污水中継ポンプ場	飯塚市川島	約 2,500 m ²	変更なし
露切污水中継ポンプ場	飯塚市菰田西三丁目	約 1,700 m ²	変更なし
下三緒污水中継ポンプ場	飯塚市下三緒	約 370 m ²	変更なし
目尾污水中継ポンプ場	飯塚市目尾	約 870 m ²	変更なし
吉北污水中継ポンプ場	飯塚市吉北	約 770 m ²	変更なし
芦原雨水ポンプ場	飯塚市片島三丁目	約 390 m ²	変更なし
東町雨水ポンプ場	飯塚市飯塚	約 520 m ²	変更なし
水江雨水ポンプ場	飯塚市川津	約 2,300 m ²	変更なし
飯塚終末処理場	飯塚市柳橋	約 53,800 m ²	変更なし

※上段赤字：変更前、下段黒字：変更後

【 都市計画を変更する土地の区域の表示 】

飯塚市 弁分の一部

【 計画変更概要書 】

1. 計画変更の概要

「1. 下水道の名称」及び「3. 下水道管渠」、「4. その他の施設」は、変更なし。

「2. 排水区域」において、排水区域の既決定区域 2,338ha は変更なく、処理区域の既決定区域 2,267ha に 4ha を追加して 2,271ha とする。

2. 計画決定の理由

都市環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、4ha の処理区域の拡大を行うものである。

3. 数量の増減

排水区域	区分	前 回		今 回		増 減	
	汚水	約 2,267ha		約 2,271ha		約 4ha 増	
	雨水	約 2,338ha		約 2,338ha		—	
下水管渠	区分	幹線数	延長	幹線数	延長	幹線減	延長
	汚水	2 本	約 1,990m	2 本	約 1,990m	—	—
	雨水	0 本	—	0 本	—	—	—
	合流	0 本	—	0 本	—	—	—
処理施設	区分	前 回		今 回		増 減	
	汚水	1 箇所		1 箇所		—	
ポンプ施設	区分	前 回		今 回		増 減	
	汚水	7 箇所		7 箇所		—	
	雨水	3 箇所		3 箇所		—	

筑豊広域都市計画下水道の変更
(飯塚市決定)
～都市計画決定の説明～

令和6年度

飯塚市役所
企業局 下水道課

目次

1. 事業の目的	-----	2
2. 公共下水道整備計画の概要	-----	3
3. 都市計画決定とは	-----	4
4. 下水道事業の流れ	-----	5
5. 都市計画決定のスケジュール	-----	6

1. 事業の目的

本都市計画決定の対象事業は、下水道事業であり対象施設は飯塚市立病院になります。

当該施設は現在、合併処理浄化槽にて汚水（トイレ・入浴設備などからの排水）を処理し、隣接ため池へ排水を行っています。

合併処理浄化槽からの排水による周辺環境への懸念や、「合併処理浄化槽の更新・維持管理費用」と「公共下水道施設（管路）の設置・維持管理費用」の比較などの検討により、令和5年度策定の飯塚市汚水処理構想にて当該施設の汚水処理を公共下水道にて行う方針としています。

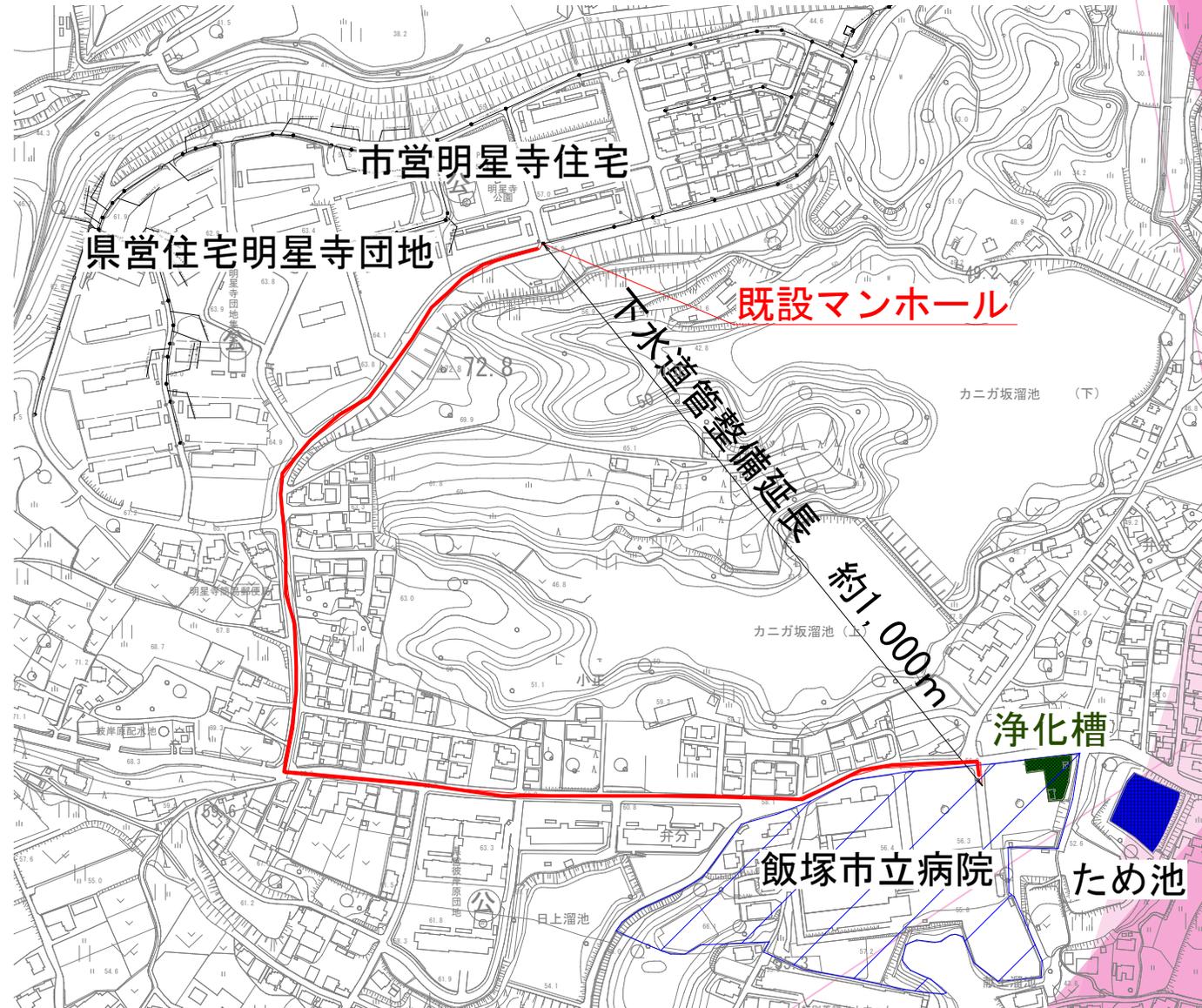
そこで当該施設を公共下水道へ接続するため、下水道管の設置を行うものです。

2. 公共下水道整備計画の概要

公共下水道整備計画の概要を示します。

病院敷地内から市道を通り、市営明星寺住宅付近の既設マンホールまで下水道管を地中に設置します。

整備延長は約1,000mとなります。



3. 都市計画決定とは

◆下水道とは

人間の生活と生産活動に起因して生ずる汚水、すなわち家庭の台所や風呂場などからの雑排水・水洗便所排水・工場・事業場（学校、官庁、病院、駅、オフィス、公共施設など）からの排水及び降雨、降雪によって流出する雨水などを総称して下水といいます。下水を排除するための管路などの構造物、ポンプ場、処理施設などを総称して下水道と呼びます。

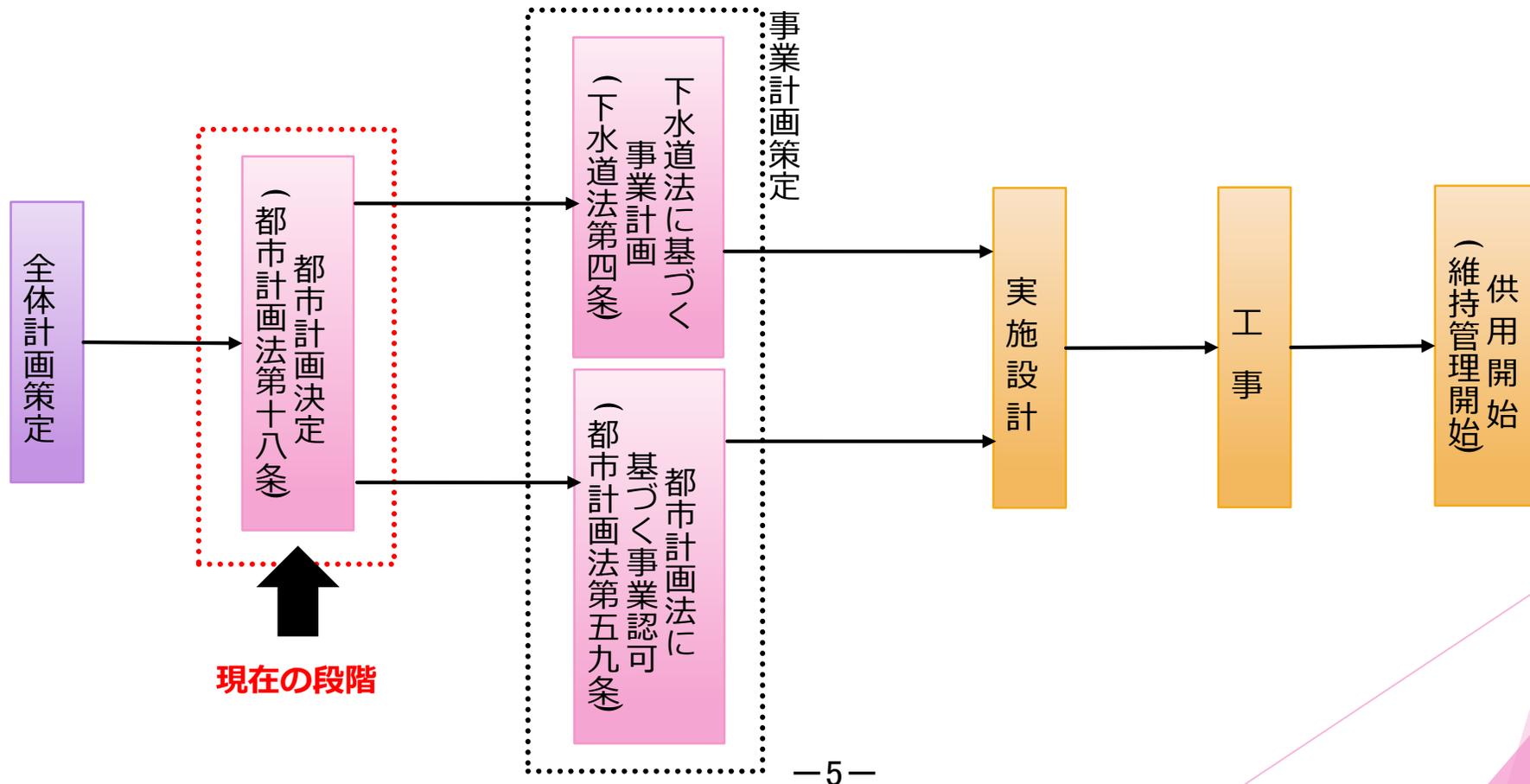
◆都市計画決定とは

都市計画には、地域地区、都市施設、市街地開発事業などさまざまなものがありますが、そのいずれもが地域の土地利用や地域の発展に大きな影響を及ぼしますので、都市計画を決定するにあたっては詳細な手続きが法律で定められています。都市計画決定とは、都市施設※（都市計画法第11条第1項）を定め、都市計画の告示（都市計画法第20条第1項）することにより、都市計画が正式に効力を発生することをいいます。

※都市施設とは、道路、公園、学校、上下水道など都市において必要となる公共的な施設のことです。

4. 下水道事業の流れ

下水道事業にて管路を整備するためには、全体計画を策定したのち、都市計画法および下水道法などに定める手続きが必要になります。基本的な流れは下記の通りです。現在は、このうち都市計画決定の段階になります。

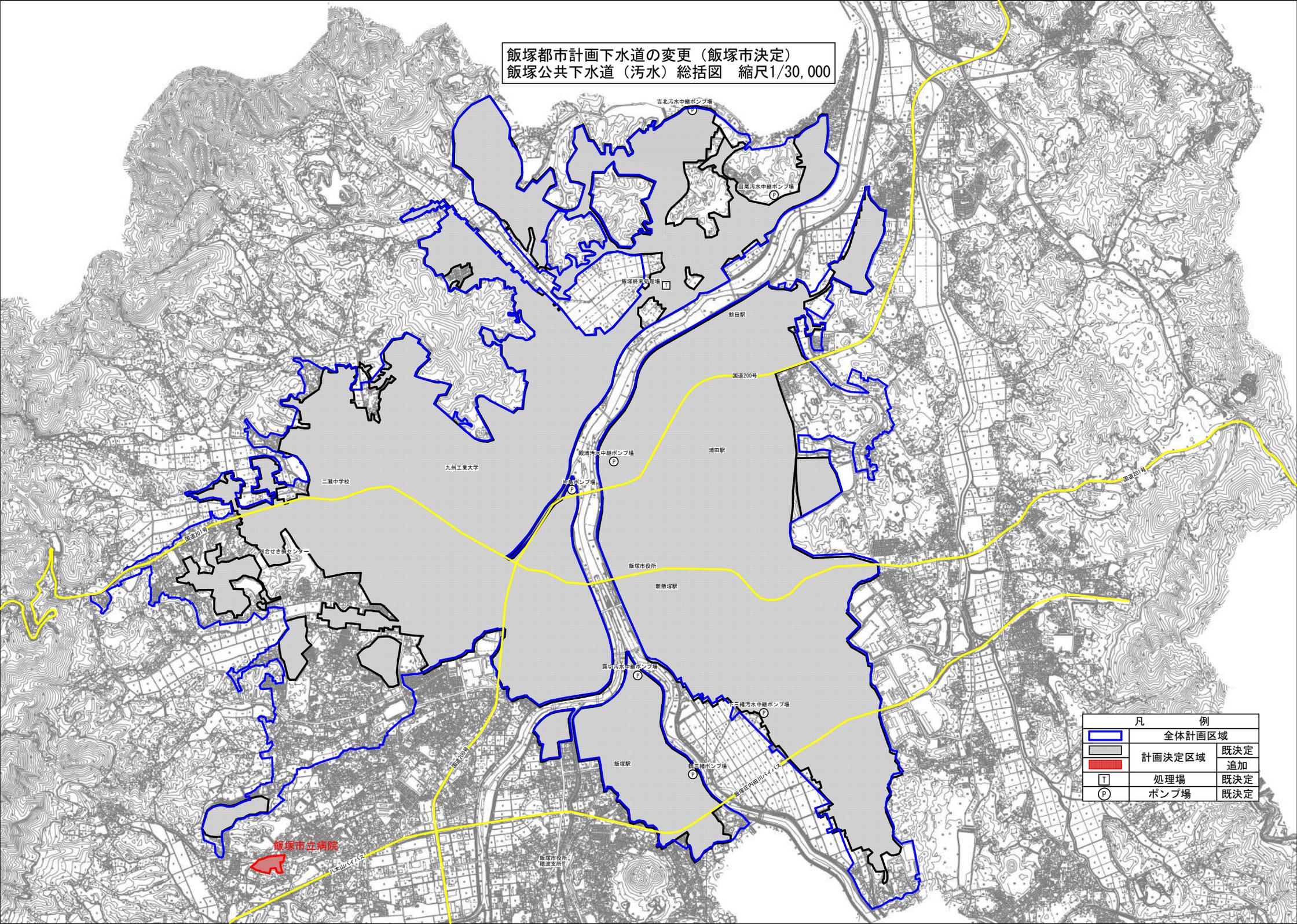


5. 都市計画決定のスケジュール

下水道では、事業の実施前に処理場やポンプ場の位置、管路のルートについて都市計画決定を行い、都市施設としての計画を明示する必要があります。以下に今後の都市計画決定のスケジュールを示します。

令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月			令和6年11月			令和6年12月			令和7年1月			令和7年2月			令和7年3月			令和7年4月			令和7年5月		
10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
● (市決定) 都市計画審議会【原案の報告】			←→ 原案の縦覧(2週間)			★ 公聴会開催(申出有の場合)			● ★ (市決定) 都市計画審議会【案の報告】 県事前協議申請			★ 県同意通知			←→ 案の公告・縦覧(2週間)			● ★ ★ ★ (市決定) 都市計画審議会【付議】 県法定協議申請			★ ★ ★ 県同意通知 都市計画決定			★ 変更告示縦覧					
									┌──────────┴──────────┐ 原則6週間									└──────────┬──────────┘ 原則2週間											

飯塚都市計画下水道の変更（飯塚市決定）
 飯塚公共下水道（污水）総括図 縮尺1/30,000



凡 例	
	全体計画区域
	計画決定区域 既決定
	追加
	処理場 既決定
	ポンプ場 既決定